

○小牧市立図書館協議会条例

昭和 5 5 年 3 月 2 8 日

条例第 1 8 号

改正 平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 1 5 号

平成 2 4 年 3 月 2 8 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 1 4 条の規定により小牧市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、1 3 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年条例第 1 5 号)

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年条例第 6 号)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。